

### ● 監督指導とは ●

労働基準監督官は、労働基準法などの法律に基づき、定期的に事業場に立ち入るなどにより調査を行い、法違反が認められた場合には、是正のための指導を行います。

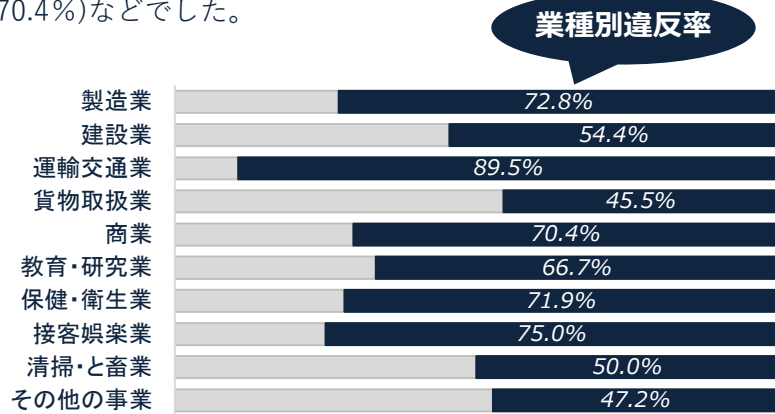
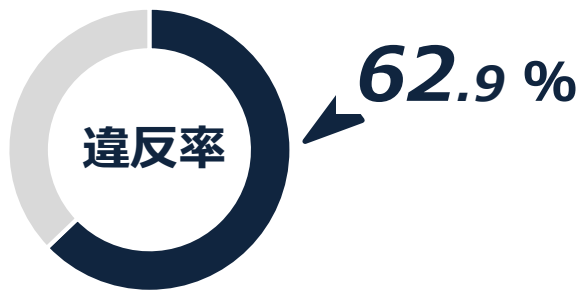
また、危険性の高い機械・設備などについては、使用停止命令などの行政処分を行います。

### ● ● 業種別実施件数と違反率 ● ●

令和4年、名古屋南労働基準監督署では、計画的に、あるいは申告や労働災害の発生などを契機として、896件の監督指導を実施しました。

そのうち、計画的に実施した監督指導では、6割以上の事業場にて、労働基準法・労働安全衛生法などの違反が認められました。

特に違反が認められた割合が多い業種は、運輸交通業(89.5%)、接客娯楽業(75.0%)、製造業(72.8%)、保険・衛生業(71.9%)、商業(70.4%)などでした。



### ● ● ● 主な違反内容 ● ● ●

監督指導にて認められた主な違反内容は、次のとおりでした。

#### ① 労働条件を明示していなかったもの

労働者を雇入れた際には、法定の労働条件を書面を交付して明示しなければなりません。

#### ② 違法に時間外労働を行わせていたもの

時間外労働を行わせる場合には、あらかじめ時間外労働に関する協定届（36協定届）を労働基準監督署に届け出ておく必要があります。また、36協定の範囲を超えて時間外労働（残業）を行わせることはできません。

#### ③ 割増賃金を支払っていなかったもの

時間外労働・休日・深夜労働などには、法定で定められた率以上の割増賃金を支払う必要があります。

#### ④ 年次有給休暇を与えていなかったもの

年10日以上有給休暇を付与される労働者には、付与日数のうち5日について時季を指定して取得させることが義務付けられています。

#### ⑤ 就業規則を作成・届出していなかったもの

常時10人以上の労働者を使用する事業場は、就業規則を作成し労働基準監督署に届出する必要があります。

#### ⑥ 健康診断を行っていないもの

常時使用する労働者には、年に1回、健康診断を実施する必要があります。

また、有害な作業については、特殊健康診断を行う必要があります。

#### ⑦ 健康診断の事後措置を講じていなかったもの

健康診断の結果、有所見が認められた場合には、医師から意見聴取を行う必要があります。

#### ⑧ 作業の安全措置を講じていなかったもの

労働者が労働災害に遭わないため、機械に安全装置を取り付けたり、墜落の危険のある場所に手すりを取り付けるなどの措置を講じる必要があります。

#### ⑨ 機械の定期的な点検・検査を行っていないもの

法令により定められた機械は、作業開始前に点検をしたり、定期的に検査をする必要があります。